



法令の種類を知ろう②

吉田 利宏
Yoshida Toshihiro

筑波大学法科大学院非常勤講師

1987年衆議院法制局入局後、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。主な著書に『法律を読む技術・学ぶ技術』[第2版] (ダイヤモンド社)、『ビジネスマンのための法令体質改善ブック』(第一法規株式会社) など。



法令という言葉の使い方

まずは「法律」と「法令」という言葉の違いから説明します。法律というのは言わずと知れた国会が定めたルールのことです。法令とは、この法律ばかりでなく政省令や条例・規則もひっくるめて使う言葉です。「法律と命令を合わせたもの」とでも覚えておけばいいでしょうか。「どこかに規定されていたのだけれど…法律じゃなかったかなあ…」と記憶があいまいなときには「法令で規定されている」としておくに限ります。

「法令とは何か?」ということに決まった定義はありません。しかし、「国民(住民)の権利義務に関する定め」というような意味に使われることが多いように思います。今でも年配の人は「法規」なんて言葉を使うことがありますが、この「法規」という言葉とほぼ同じ意味で使われています。

	意味	代表例
法令≒法規	国民(住民)の権利義務に関する定め	国の法令 =法律、政省令 自治体の法令 =条例、規則



通達・告示・ガイドライン・要綱

法令には「そっくりさん」が存在します。かたちは法令のようにみえても、一般的に法令とは扱われないものです。そうしたものを順に紹介していきましょう。

● 通達

まず、法令と間違われるものに「通達」があります。通達は国民に向けられたものではなく上司である行政機関が部下である行政機関に出す命令や指示です。ただ、民間事業者などにとって通達はとても「ありがたい」ものです。法令を運用するうえでの注意点などが述べられているため、条文を読んだだけでは分からない詳しい解釈を示してくれているからです。民間事業者が「虎の巻」として読み込むのも、こんなところに理由がありそうです。

● 告示

「告示」も法令ではありません。簡単にいえば、告示は「国民へのお知らせ」です。特に重要なお知らせを「〇〇省告示第〇〇号」などとして国民に示すのです(自治体も同様に告示を発することができます)。お知らせに過ぎないために一般的には法令ではないと考えられています。

例えば、漢字の使い方の目安を定めた「常用漢字表」や、平成という元号の読み方を知らせる「元号の読み方に関する件」などは本来の告示といえるでしょう。しかし、単なるお知らせにとどまらず、国民にとって大事な事項が告示で定められる場合があります。例えば、学習指導要領や生活保護基準も告示だと聞けばびっくりする人もいるかもしれません。より身近なところでは、JAS法に基づく食品表示のルールなども告示として定められています。

● ガイドライン

「ガイドライン」というものも目にしますが、これも法令ではありません。ガイドラインとは指針とか基準とかを意味する言葉で、それ以上の意味もなければそれ以下の意味もありません。「こういう基準で具体的な法律の運用をなさい」という通達として出されることもあれば、民間事業者に向けて要望として出されることもあります。誰に向けての、何のためのガイドラインなのか、まずその性格を確かめたいところです。

● 要綱

国や自治体の担当課に「根拠規定はなんですか?」と尋ねると「要綱です」との答えが返ってくる場合があります。要綱とは事務をするうえで必要となるマニュアルだと考えればいいでしょう。Aさんに対してとBさんに対してとで取り扱いが異なってしまっただけでは不公平なためこうした要綱が作られます。例えば、補助金を出すためには法律も条例も必要ありませんが、不公平がなく事務処理をスムーズに行うために、補助金実施要綱などをあらかじめ定めておきます。



任意規定と強行規定

次はその役割から法律を分類してみましょう。私人同士のルールを定めた法律を「私法」といい、国・自治体と私人との関係を定める法律を「公法」といいます。私法と公法では異なる価値が支配しています。例えば、私法では「お互いの意思を大事にしよう!」とする考え方があります。

1つ例を挙げてみましょう。民法558条では「売買契約に関する費用は、当事者双方が等しい割合で負担する」という規定があります。物を売り買いするときには「いくらなの?」なんてことに気持ちが集中してしまい、「契約を実現するための費用についてお互いに取り決めをしなかった」なんてこともあるかもしれません。そ

うしたときには、この民法558条が働いて「均等負担」となるのです。ただ、お互いの意思を大事にする民法のことですから、売る側が「費用はこちら側で全部持ちます」なんて言って、買い手もそれを受け入れたとすれば、この規定は働きません。このように、お互いの意思が優先される規定のことを「任意規定」といいます。

ただ、お互いの意思を大事にするといっても、それを認めては、あまりに不公平となったり、望ましくないことがらについては、お互いの意思を排除する規定が置かれます。これを「強行規定」といいます。例えば、民法5条2項では「未成年者が親などの同意を得ないでした法律行為は取り消すことができる」としています。これなどは強行規定の例です。未成年者に高価な車を売りつけておいて「絶対に取り消しません」なんて契約書を取り交わしても、その効力は生じません。民法5条2項が強行規定だからです。



一般法と特別法

一般法と特別法という分類もあります。一般的な定めをした法律や規定のことを「一般法」といい、一定の期間、一定の地域、一定の対象だけの特別の定めをした法律や規定のことを「特別法」といいます。民法と商法の関係でいえば、私人一般の関係を定めた民法が一般法であり、商人や商行為だけについての特別ルールを定めた商法が特別法となります。

例えば、お互いに利息を定めないでお金の貸し借りをした場合、民法ではその利率を年5%としていますが、商法ではその利率を6%としています。どちらも任意規定ですが、商売人ならお金を上手に運用できるので、商法では少し高めに利率が設定されているのです。

一般法と特別法とがぶつかり合う場合には、特別法が優先します。スーパーの商品に定価のシールと特価のシールが張られていたら、特価がその物の値段だと判断できるはず。それと同じことなのです。

